

日本年金学会名誉会員規程

平成 19 年 11 月 1 日
日本年金学会幹事会

(趣旨)

第 1 条 日本年金学会会則第 4 条第 3 項に基づき幹事会が名誉会員の推薦を行うに当たっては、会則によるほか、この規程による。

(名誉会員の要件)

第 2 条 名誉会員の推薦は、75 歳以上である会員で、次のいずれかに該当し、本学会として敬意を表するにふさわしいと認められるものについて行う。

代表幹事を務めた者

幹事又は会計監事を通算して 6 期以上務めた者

会員歴 20 年以上で、又は に準ずる活動により本学会の発展に特に功労があったと認められる者

(名誉会員推薦の手續)

第 3 条 幹事又は会計監事は、幹事会において、名誉会員になるべき会員の氏名を提案することができる。

2 前項の提案が行われた場合は、次回の幹事会の議題とする。

3 幹事会は、総会に対し名誉会員の推薦を行うに当たっては、あらかじめ本人の承諾を得るものとする。

附則 この規程は 平成 19 年 11 月 1 日から施行する。